平成２１年（フ）第１９３８９号
東京都目黒区八雲１丁目12―10―501
債務者　岡村　真吾
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９３号
東京都墨田区向島２丁目10―10―401
債務者　竹内　貴義
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９４号
東京都墨田区向島２丁目10―10―401
債務者　竹内まな美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９５号
静岡県静岡市葵区北安東３丁目12―13　松栄荘Ａ305号
債務者　石上　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３９７号
東京都新宿区余丁町８―11―503
債務者　田栗　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２１号
静岡県伊豆市柏久保1321―203
債務者　星野　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２２号
東京都調布市富士見町３丁目21―２　都営富士見町３丁目第３アパート２―408号
債務者　田中　　充
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２４号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目13―41―208
債務者　関　裕美子（旧姓矢實）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２５号
愛媛県伊予市下吾川1458―９
債務者　大森　　繁
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２６号
東京都練馬区大泉学園町１丁目３―21―101
債務者　城　　竜矢
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２７号
埼玉県戸田市笹目２丁目10―７―102
債務者　中野　伸寛
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２８号
東京都八王子市別所１丁目45―３―４―304
債務者　向谷地明美（旧姓小又）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２９号
愛知県清須市須ケ口56―２
債務者　中村　麻子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３０号
三重県四日市市富田一色町25―22
債務者　藤坂　文子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３１号
福島県いわき市平字愛谷町３丁目６―３
債務者　神戸　郁子（旧姓神崎）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４３２号
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３―12―305
債務者　花岡真実子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部